



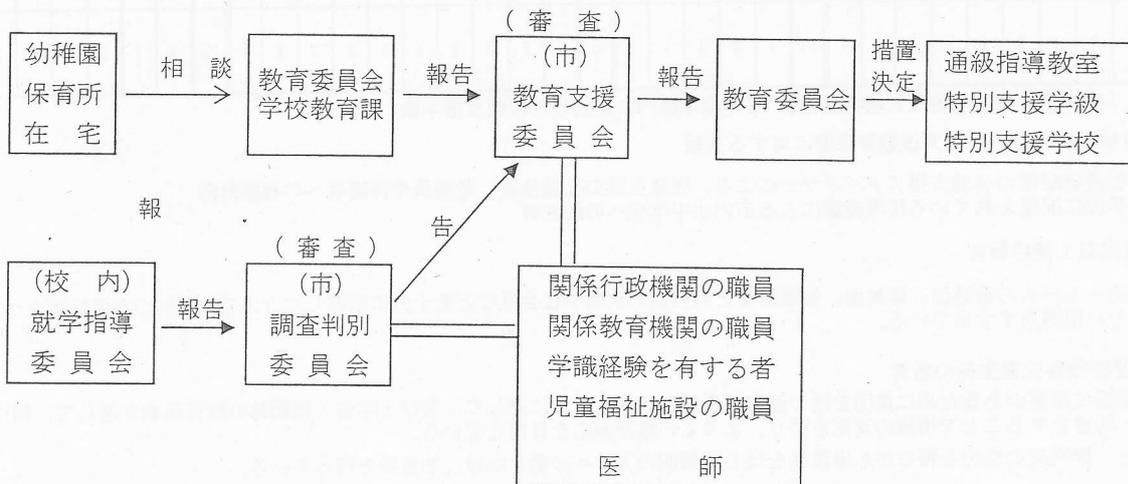
(5) 言語障害児の教育

- ① 話しことばに障害があるために教科の学習や社会生活への適応が困難で、本来の能力特性を十分に発揮教育的にその障害の除去や改善といった指導を行う。そうすることで、障害に負けることなく、明るく障害に負けることなく、明るく生きていこうとする基本的な心構えと態度を身に付けさせ、よ人間性の育成に努める。
  - ② 大村小学校「ことばの教室」、竹松小学校「こだま教室」への通級
    - ◎ 通級児の言語障害の種類  
話しことばの発達の遅れ（言語発達遅滞）、発音異常（構音障害）、吃音・口蓋裂
    - ◎ 通級制  
週1回～2回
    - ◎ 指導法  
原則として個別指導
    - ◎ 教育相談  
随時受付（未就学児も含む）
- ※ 保護者同伴・・・子どもの日常の様子把握と家庭での対処法について指導を行う。

(6) 発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育

- ① 通常学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の発達障外害のある児童生徒は、在籍学級での集団生活や一斉指導による教科等の学習に不適応を示す場合がある。これらの状況に鑑み、個々の教育的ニーズに応じて次のような支援を講じ、個に応じた適切な支援を行うものとする。
  - ・学校の実情に応じたTT、習熟度学習などの少人数指導を実施する。
  - ・通級指導教室の活用や、特別支援学級との連携を図り、必要に応じて交流及び共同学習を仕組む。
- ② 中学校「Kira Kira教室」への通級
  - ◎ 通級生の障害の種類  
学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）他、個別支援が必要と認められる生徒（診断の有無によらない）
  - ◎ 通級制（週1～2回）
  - ◎ 指導法  
個別指導または小集団指導

(7) 大村市における教育支援委員会の組織



## 発達支援アドバイザーの設置について

### 1 特別支援に関わる長崎県の動向

長崎県では、通常学級の中で、発達障害を含む何らかの障害のある児が1割程度いるのではないかと推測している。そのため、今後も障害のある児の早期発見・早期対応を重視している。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）も平成28年4月1日に施行された。

そこで、長崎県は「長崎県特別支援教育推進基本計画」の第3次実施計画を1年前倒しで実施し、特別支援教育の充実を図ろうとしている。

### 2 大村市としては

大村市としても、特別支援教育の充実を図るために、発達支援アドバイザーを市独自に設置し、通常学級に在籍している児（通級指導教室利用児も含む）から特別支援学級に在籍している児まで、幅広く特別支援教育の推進を支援する専門員を配置することにした。

### 3 発達支援アドバイザーとは

大村市教育委員会 発達支援アドバイザー (就学相談員と兼務)

資格 言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発音、認知などの各機能が関係しているが、病気や交通事故、発達上の問題などでこのような機能が損なわれることが考えられる。言語聴覚士はことばによるコミュニケーションに困り感がある方に専門的サービスを提供し、よりよい自立に向けた生活を構築できるよう支援する専門職である。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。

特別支援教育士 (S.E.N.S センス)

特別支援教育士 “Special Educational Needs Specialist” 略称：S.E.N.S (センス) は、協会が認定する LD・ADHD 等のアセスメントと指導の専門資格である。

業務内容

発達支援アドバイザー 業務	就学相談員 業務
<p>①学校支援（教職員への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援のあり方についての助言等</li> <li>・ 発達検査の実施</li> <li>・ 就学相談で関わった児童生徒の就学後の継続支援</li> <li>・ 言語面での支援（言語聴覚士として）</li> </ul> <p>②保護者への支援（学校とともに）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悩みを抱える保護者からの相談・支援</li> <li>・ 保護者への啓発</li> <li>・ 障害に対する保護者への理解・啓発・促進</li> <li>・ 悩みを抱える親への助言</li> </ul> <p>③外部機関との連携・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育園（所）との連携</li> <li>・ 医療、福祉との連携・調整</li> <li>・ 大村地区特別支援協議会、自立支援協議会等との連携・参加等</li> </ul> <p>④研修講師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育に関する研修講師（特担会・通担会・特別支援教育C〇研）</li> <li>・ 校内研修講師</li> </ul> <p>⑤教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者対象</li> <li>・ 教職員対象</li> </ul>	<p>①未就学児の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、保育園（所）などに訪問し、配慮を要する未就学児を把握する。</li> </ul> <p>②就学相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学に向けて、保護者と面談し適切な就学先について合意形成を図る。</li> </ul> <p>③就学時健康診断への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童面接の実施</li> </ul> <p>④調査判別委員会・教育支援委員会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月から12月初旬に行われる措置変更に関わる会に参加し、情報提供や就学に関する意見を述べる。</li> </ul> <p>⑤要配慮児に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未就学児における配慮事項などを情報提供する。</li> </ul>

4 発達支援アドバイザーの活用申請について

別紙様式により市教委へ申請をし、内容研等・日程調整のうえ派遣をする。原則、1か月前までに申請を行うこととする。また、1回の活用時間は、基本的に2時間以内とする。

